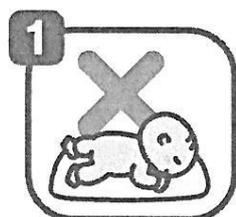


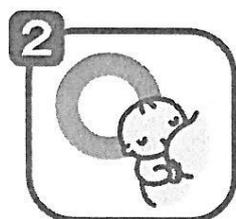
24. 午睡中の安全確保について

昨今、厚生労働省から「乳児のうつぶせ寝による窒息等による事故の危険性」について「睡眠中の赤ちゃんの死亡を減らしましょう」と提言し、以下の3点を推奨しています。



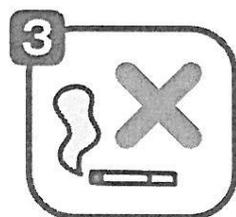
1 1歳になるまでは、寝かせる時はあおむけに寝かせましょう

SIDSは、うつぶせ、あおむけのどちらでも発症しますが、寝かせる時にうつぶせに寝かせたときの方がSIDSの発症率が高いということが研究者の調査からわかっています。医学上の理由でうつぶせ寝を勧められている場合以外は、赤ちゃんの顔が見えるあおむけに寝かせましょう。この取組は、睡眠中の窒息事故を防ぐ上でも有効です。



2 できるだけ母乳で育てましょう

母乳育児が赤ちゃんにとっていろいろな点で良いことはよく知られています。母乳で育てられている赤ちゃんの方がSIDSの発症率が低いということが研究者の調査からわかっています。できるだけ母乳育児にトライしましょう。



3 たばこをやめましょう

たばこはSIDS発症の大きな危険因子です。妊娠中の喫煙はおなかの赤ちゃんの体重が増えにくくなりますし、呼吸中枢にも明らかによくない影響を及ぼします。妊婦自身の喫煙はもちろんのこと、妊婦や赤ちゃんのそばでの喫煙はやめましょう。これは、身近な人の理解も大切ですので、日頃から喫煙者に協力を求めましょう。

そのため、当園では、「うつぶせ寝をさせない」「定期的に確認する」を午睡中のルールとして徹底しています。

ご家庭においても「寝かしつけからあおむけ寝」を心掛けてくださいますようお願いいたします。「あおむけ寝」を習慣づけ、お子様の命を保護者の皆様と共に守っていきたいと思います。

26. 仕事が休みの日の保育園利用について

子ども達は、様々な体験や多くの人々との出会いを通して、心と体はもちろん、社会性も育っていきます。保育園では一日の大半を過ごしているため、仕事が休みの日は、「子どもと一緒に過ごす貴重な時間を大切にしていきたい」と思います。

また、学校行事や地域行事（授業参観、運動会等）は、就学への期待や憧れ生まれる時間であり、地域の方々との触れ合う貴重な時間になります。そのため、基本のご家族で過ごされてくださいますよう、よろしくお願いいたします。

しかし、内容により、子ども同伴が厳しい場合は、職員までご相談下さい。



27. 児童虐待の防止について

子どもは、喜怒哀楽を思いのままに表現します。欲求や不快な気持ちを親や大人に受け止めてもらいながら、人との信頼関係を築いていきます。子育ては、楽しさもいっぱいですが、叱ったり、怒ったりすることもあると思います。しかし、たとえ愛情で行われた「しつけ」であっても、結果的に子どもの心身に著しく有害な影響を与えているとすれば、それは「虐待」であるといえます。時には命に関する深刻な場合もあります。

「児童虐待の防止等に関する法律」により、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所または児童委員を介して「通告」しなければならないとなっています。

よって、虐待を受けているという確信ではなく、「もしかしたら虐待かな…」と思う程度であっても、通告する義務があります。

「児童虐待かも…」と思ったら、すぐにお電話ください。

通話料無料
児童相談所
虐待対応
ダイヤル

いち はやく
189

- お住まいの地域の児童相談所につながります。
- 通告・相談は匿名で行うことも可能です。
- 通告・相談をした人やその内容に関する秘密は守られます。

※一部のIP電話からはつながりません。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



児童相談所は
子ども虐待を減らすための
メッセージが込められています。

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」（いちはやく）に電話してください。子どもを守るためには、周囲の人たちが虐待にいち早く気づき、救いの手を差し延べる必要があります。

「体罰」がゆるされないものであることについても法定化されました。

子育ての心配や悩みごとなどについて、お気軽に保育園にもご相談ください。

○児童虐待とは

身体的虐待	殴るける、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、気になっても病院に連れて行かないなど
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

体罰がゆるされないものであることが法定化されました。

児童相談所への児童虐待の相談件数は増加の一途をたどっており、子どもの命が失われる痛ましい事件が続いています。こうしたことを踏まえ、2019年6月に成立した児童福祉法等の改正法において、体罰がゆるされないものであることが法定化され、2020年4月1日から施行されました。

なぜ体罰や暴言をしてはいけないのか

体罰等が子どもの成長・発達に悪影響を与えることは科学的にも明らかになっており、「しつけ」と称した暴力なども含め、体罰等が繰り返されると、心身に様々な悪影響が生じる可能性があることが報告されています。

安心感や信頼感、温かな関係で心地よい親子関係を!

子育てを担うことは、大変なことです。子どもに腹が立ったり、イライラすることも…日頃から子育ての具体的なポイントを参考に子どもと向き合い、周囲の力を借りながら子育てしていきましょう。



子育ての具体的なポイント

- ① 子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう
- ② 「言うことを聞かない」にもいろいろあります
- ③ 子どもの成長・発達によっても異なることがあります
- ④ 子どもの状況に応じて、身の回りの環境を整えてみましょう
- ⑤ 注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけてみましょう
- ⑥ 肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に
- ⑦ 良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

保護者自身の工夫のポイント

- ① 否定的な感情が生じたときは、まずはそういう気持ちに気づき、認めることが大切です。
- ② 自分の時間や心に余裕がないときは、深呼吸して気持ちを落ち着け、ゆっくり5秒数えたり、窓を開けて風にあたって気分転換しましょう。
- ③ 周囲の力を借りると解決することもあります。勇気をもってSOSを出すことで、まだ気付いていない支援やサービスに出会えたりします。

子育てや出産に関する悩みやご相談は、まずは、お住まいの市区町村の子育て相談窓口へ

詳しくはこちら

<https://www.no-taibatsu.jp>



児童虐待とは・・・?

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、溺れさせる、やけどを負わせる、家の外にしめだす など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為をみせる、ポルノグラフィティの被写体にする など

ネグレクト

乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、自動車の中に放置するなど

心理的虐待

言葉により脅かす、無視する、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう など

子どもや保護者がこんなサインを出しているかもしれません



子どもについて

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- 不自然な傷や打撲のあとがある
- 衣類やからだがいいつも汚れている ● 落ち着きがなく乱暴である
- 表情が乏しい、活気がない ● 夜遅くまで一人で家の外にいる

保護者について

- 地域などと交流が少なく孤立している
- 小さい子どもを家に置いたまま外出している
- 子育てに関して拒否的・無関心である／強い不安や悩みを抱えている
- 子どものけがについて不自然な説明をする

車内に子どもを置いて行かないで!

子ども(乳幼児)は体温調整機能が未熟なこともあり、自動車内など内部の気温があがりやすい環境では、短時間でも熱中症の危険性が高まります。「眠っているから」「少しだけ」と子どもを自動車などに乗せたまま、その場を離れると思わぬ事故につながり大変危険です。

自分で身を守ることができない子どもを守るのは大人の役割です。十分な気配りを忘れなようにしましょう。





We MAKE SMILES
We MAKE
DREAMS
We LOVE
CHILDREN
LET'S GO! SHIN'AI
SOUL!!

ひがしふくま真愛保育園

〒811-3225

福津市東福間6丁目4番地4号

TEL : 0940-42-2103

FAX : 0940-42-2459

E-mail : shin-ai-east-staff@sage.ocn.ne.jp

ホームページ : <http://tenshinkai.ed.jp>

